

令和3年第3回定例会議

教育委員会会議録

令和3年4月2日

羽島郡二町教育委員会

令和3年第3回羽島郡二町教育委員会定例会会議録

○日 時 令和3年4月2日（金曜日）午前10時05分から午後11時09分まで

○場 所 笠松町中央公民館 3-2会議室

○会期の決定について

△日程第1 前回の会議録の承認について (資料2頁)

△日程第2 教育長の報告 (別紙・資料4頁)

○報 告 (代決処分の報告)

△日程第3 承認第1号 羽島郡町立小、中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱
について (資料5頁)

○議 題

△日程第4 議案第6号 羽島郡二町いじめ防止対策に関する条例施行規則について
(資料6頁)

△日程第5 議案第7号 令和3年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について
(資料11頁)

○協議題

△日程第6

(1) 令和3年度羽島郡二町教育委員会の管理職等の配置について (資料13頁)

(2) 令和3年度羽島郡二町教育委員会の事務局の異動について (資料14頁)

(3) 夏季休業日における「学校閉校日」について (資料15頁)

(4) 令和3年度秋季休業日について (資料17頁)

(5) 令和3年度地域学校協働活動推進員について (資料17頁)

(6) 次回（令和3年第4回）教育委員会定例会の開催について

○出席者 教育長 野原弘康
教育委員（教育長職務代理者） 岩井弘榮
教育委員 杉江正博
教育委員 久納万里子
教育委員 西 雅代

○説明のために出席した者

総務課長 石川 恵
学校教育課長 五藤 政志
社会教育課長 堀内 潤一

1 本日の書記

総務課長

石川 恵

【午前10時05分 開会】

△開会

教育長挨拶

総務課長・学校教育課長・社会教育課長 異動者自己紹介

教育委員 自己紹介

△会期の決定について

◎教育長 それでは、定刻前ですけれども始めさせていただこうと思います。よろしく
お願いします。令和3年第3回羽島郡二町教育委員会定例会を始めます。

まず会期の決定についてお諮りします。議事日程により、会期については本
日1日とすることとしてよろしいでしょうか。

【異議なし】

◎教育長 ありがとうございます。
異議なしと認め、会期は1日限りとさせていただきます。

△日程第1 前回の会議録の承認について

◎教育長 続いて日程第1 前回の会議録の承認について、石川総務課長から報告します。

◎総務課長 前回の会議録の承認について報告します。資料2頁をご覧ください。

令和3年第2回羽島郡二町教育委員会定例会議は、令和3年3月5日（金）午
後1時30分から岐南町役場 2階 会議室2-2で開催されました。その会議
の概要を報告します。

議題といたしまして、最初に

議案第3号 令和3年度羽島郡二町教育長職務代理者の指名についてを議題
として協議を行い、令和3年度は、笠松町の岩井委員さんをお願いすることと
なりました。

次に、

議案第4号 羽島郡二町就学援助に関する要綱の一部を改正する要綱につい
てを議題として、協議を行い、委員から「書類不備で書類が出てこないような第
4条のようなケースは多いのですか。」との問いに、総務課長より「今年度2か
年分について確定申告され、所得が明らかになったことに伴って、過年度の支払
いが発生したケースがありました。過去からも年度をまたぐケースがあるように
報告を受けていますが、何とかそれを解消して、本当に必要な方には、早急に認

定した上で支給をしていきたい。」との説明があり、原案を承認しました。

次に、

議案第5号 岐南町立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則についてを議題として協議を行い、総務課長から「岐阜県体育協会が令和2年4月1日から「岐阜県スポーツ協会」に名称を変更したことを受け、羽島郡体育協会も令和3年4月1日から、「羽島郡スポーツ協会」へ名称変更を行うため、岐南町及び笠松町の体育協会においても同様に名称変更をすることから、第8条の学校体育施設開放運営委員会の委員の名称を体育協会からスポーツ協会へ変更するよう、岐南町立小・中学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正しようとするものです。」との説明があり、原案を承認しました。

次に、協議題としまして、

(1) 令和2年教育委員会事業報告については、総務課長より事業報告の説明を行い、承認いただきました。

(2) 令和3年教育委員会事業計画(案)については、総務課長より事業計画案の説明を行い、承認いただきました。

(3) 令和3年度教職員の服務宣誓式(案)については、学校教育課長より、4月2日(木)午前9時30分から午前10時30分まで笠松町中央公民館3階大ホールで開催することをご案内いたしました。

(4) 次回(第3回)教育委員会定例会の開催については、総務課長より4月2日(金)午前10時30分から笠松町中央公民館3-2会議室にて開催すること、および校長との懇談会を開催することを案内しました。

(5) 令和3年度年間行事計画(予定)につきまして、学校教育課長より、年間行事計画(予定)をご説明いたしました。

以上が、令和3年第2回教育委員会定例会議の報告であります。

- ◎教育長 よろしいですか？
◎久納委員 協議題の2番目の総務課長が事業報告(案)とあるのは事業報告計画ですね。
◎総務課長 失礼いたしました。
◎教育長 ありがとうございます。その他気づかれたこと等よろしかったですか？

【前回の会議録については承認】

ありがとうございました。前回の会議録の承認をいただいたということで、誤字については直させていただきます

- △日程第2 教育長の報告
◎教育長 続いて日程第2 教育長の報告ということで報告させていただきます。
別冊の方をご覧ください。内容的には2枚ほどのペーパーになりますけれども、時間の関係もございますので、骨子のあたりに触れていきたいと思っております。
昨年度1年間、各学校にお邪魔して思うことが多々ありました。それからもうひとつ、私の頭の中にはどうしても岐阜市の…何と言いますか…。学校と地域、

あるいは学校と保護者の関係、そうしたところが頭から離れないような状況です。

岐阜市の教育大綱も対話ということを出してきておりましたが、本当に原点というか、それをなくして教育活動の進展はないと改めて思っています。

今後校長会の中で、羽島郡学校OSと名前をつけたのですが、その基盤となる不安定材料を安定していくための部分を、どの学校も大事にしてくれということをお話ししたいと考えています。

2番目の令和3年度の学校経営ということですが、課題は本当に山ほどあります。コロナ禍ということ、また変異株が岐阜県の中で流行ってきていること、それがまた感染力が強くて子ども達の中でも感染する可能性が高いというあたりであるとか、そうした中で制限をした教育活動をしていかなければならない。できないからやらないのではなくて、その中でできることをやっていく。

あるいは、教職員の数ですね。結局、未補充ということも現実的に起きているので、言葉は悪いですが、つぎはぎといいますか、補って、補って、体制をとらざるを得ないという状況であるということ。それから学習指導要領が今年から中学校で完全実施ですので、授業改善、とくにICT関係を取り入れていくことは事務所の方もどんどん進めると言っていますので、それを取り入れて授業改善をしていくということ。あとは働き方改革の推進。これは時間で早く帰るといふことなんですけれども、その反面、裏を返すと骨抜き指導にならないかという懸念もあります。そのあたりのバランスをとりながらやっていかないといけないという課題をイメージしながら、学校の独自性というか、特徴・特色を生かした教育をぜひ進めていただきたいなあと思っています。

ただ根底には、この四角綴じで書いた、自他と自分と仲間を大切にしていっしょになって学んで、わかることやできることを一緒に楽しめる児童生徒であるとか、もうひとつ、自分の学校、私の学校はこうですというような、そういった誇りを持てるそういった生徒を育てたいなあとということを思っています。これも校長に話そうと思っています。

そのためには大きく三つ、とにかく命というか、その子の存在を大切にすること。それから、当然学ぶ力、これは校長にはもう少し詳しく話をしようと思っています。そして、共生力、社会性。その三つ。そのために、候補としていろいろありますけれども、ひとつここで提示していきたいのは、やっぱり子ども達にぜひ期待をしたいなということ、それから、その期待をする中で子供たち自身が願いや目標をもつということ。児童生徒を中心とした活動を、そして先生も一緒になって考えるということ。先生が「こうだよ」と言うのではなく「これについては迷っているんだけど、みんなどう思う？」とか、そういったやりとりを取り入れていくことが大事だと思うし、子どもの発想というのは素晴らしいものもあると思うので、より良いものに気づいていけるかなと思っています。

あとはやっぱり、結果もそうですけど、その過程や努力を認めること、そして子ども同士が「ありがとう」という感謝の言葉をかけあうことですね。それは大事なことかなあと思っています。学校の指導のしやすさということでは、とにかく最上級生6年生と中学3年生にプライドを持たせたい。そして、下級生には「最上級生を見なさいよ」と、そういう学校にさせていただけるとありがたいなと思っています。

ひとつの例として、先生と子ども達の約束というか、頑張る子は応援しますよ。ただし、もし足を引っ張るようなことがあれば先生達みんなで指導しますよ。困ったことがあれば、相談しやすい人に相談しなさい。つらい思いをしている仲間がいたら教えてね。とちよつといじめの関係も含めたところなんです、そんな子どもの心の内面を通わせられるような、そんな約束ができるといいと思っています。

続いて2頁をご覧ください。

先ほどお話しした羽島郡学校OSということですが、目的は大きく二つです。

ひとつめは安定した学校経営を進めるため。ふたつめは児童生徒が仲間を大切に
する環境を整えるということを思いました。

保護者にとって学校というのは、やはり安心感が持てるということ。そして地域にとっては、信頼関係が基盤になればなりません。意識をとらえた時に、好意的な意識を持っていらっしゃる保護者の方や地域の方もいらっしゃいますが、否定的な意識を持っていらっしゃる保護者の方もいらっしゃいます。議会で人質という言葉も聞きましたが、「子どもを人質として捉えてみえる親さんもいるんじゃないですか？」ということをおっしゃって、そうなんだろうなあということをおっしゃって、いろいろな地域の方とお話しする中で、やっぱり学校はなんか敷居が高いなあと言う感じを持っていらっしゃる方もいらっしゃいます。業者の方については、学校としてはお客さんなのかもしれないけど、人としては対等だという感覚は持ってほしいと思います。

では、そういう否定的な意識を持たれる背景に何があるのかなと思った時に、やっぱり教員の意識かなと思うのです。要は、いかに他者の視点で見ることができるのかというその部分が非常に大事なかなと思っています。大切にすべきことは「相手意識」であるし、「誰もが大切な人」ということを、やはり原点として持っていたいと思っています。事例をここに書きましたけど、こういう場面だったら先生方はどうするだろうなあということを感じました。

もうひとつは、今の世の中非常に攻め合いばかりで、私は子供たちの世界はお互いの良さを認めて高めあうという高い空気が必要なんだろうと思っていますけれども、世の中を見ると、特に政治の世界では、中継等を見ていると言葉尻を捉えて否定的なことばかりしている。責任転嫁、説明責任、はっきり言って私たちが子ども達に要求していることと社会がやっていることでは矛盾が生じていると思っています、それが目に入ってくるわけですね。そうした空気を子ども達は、道徳とか特活で仲間を大切にしようとして学んでいるんだけど、そのギャップがあって、感覚としてそれが素晴らしいことだということが分かっているのかな、伝わっているのかなということをおっしゃっています。この温かさということを感じられるような学校にしないとイケないだろうと。

代表的なものは神戸の先生らによるいじめ。ああいう学校に子どもがいたらいじめが起るに決まっています。否定的にも物を見る、人を見るに決まっています。

でもそうじゃない。だから、環境はそれぞれ各学校で違いますけれども、その安定を図るために学校OSという部分を、これは教員の意識で作ることができるだろうと思っています。

何点が挙げましたけれども、本当に子どもを大事にするというか、人格、一人の人

として大事にすること。それから子どもの声や保護者の声を最後まで聞いて、できるかどうかはわからないけれども、その心をきちんと受け止めること。来校者に対しては、接遇といいますか、電話もそうだしいろいろな声掛けもそうですけれども、どんなご意見でしたかとか、その人を一人にしないということ。

また、大事なことでは職員のチームワークですね。チームワークを大事にすること。信用失墜行為等の不祥事を出さないこと、これは出してはいけませんけれども、一人ひとりの自覚が大事ですけれど、やっぱりお互いの声掛けというのも大事だと思っています。

あと、ちょっと足りないと思っているのは、子どもの良さや頑張りを地域に発信すること。下羽栗のホームページはすごいですね。あれを参考に、ブログ形式でよいので。地域の方も保護者の方も喜んでいらっしゃる。毎日ではできないかもしれないけれど、学年ごとでそれぞれやればよいなと思っているし、各学校それぞれ工夫はしていますが、それを常に子どもの姿として出していけたらいいなと思っています。

いわゆるいい噂を広げると、行ってみようかなという気持ちになるので、そのあたりをどこの学校も大事にしたいなと思っています。

3頁については、子どもの学びということで、先生方の意識改革を少しねらっています。先生方はどうしてもその学校という枠の中でしか、ものを見られないというのが現状かなと思うので。子どもが学ぶ場というのは学校だけではないと思っています。

変なことを言いますが、例えば授業中に「塾で習ったからそんなこと知っているよ。もう僕勉強しないもん」という子がいた。先生はどう対応したかという、「それはまだ学校で習っていないから、みんなに話したら駄目だよ」と言った。でも違うと思うんです。もっと持っていく方は他にあると思うんです。「これはどういうことかをみんなに説明できる？説明してごらん。」とか「これはこのへんがわからないんだけど、Aさんはどう思う？」とか、そういう持っていく方もできると思うし。

あるいは、手を出す子。どうしてもトラブルになってすぐに手を出す子の背景には、虐待がある可能性があるかなということを感じます。そういった子どもの言動からいろいろ学べる。子ども達は悪いところも学んでしまっているので、そういったことを理解しながら、幅広く理解をしてじゃあ学校では何ができるかという視点を持ってもらいたいなあとと思っています。

学校での学びということについては、前回お示しをしましたが、特に真ん中のゼロからプラスを大事にしたい。先ほどの話と関連します。共に生きる資質能力とかシビックプライドといいますか、そういうあたりが学校が目指すところではないかと考えています。

ただ、個に応じた学びということも必要であって、挑戦的な学びにどんどん生かしたいと思う。5月22日にドローンのプログラミングを未来塾が中心となってやっていただけますが、そういったいろいろ学ぶ機会というのがいろいろなところにあると思う。そういった情報を子ども達にきちんと投げかけて、参加するしないはその子が決めればよいことで、ギフトドとか才能開花とか、そういったものもこの教育委員会の力だけではできないところもあるので、他の関係団体等と連携していきたいし、もうひとつは支援的な学びということで、特に不登校関係のお子さんがいらしゃった場合、アセスメントによる学習支援であるとかいろいろな方法があるし、

羽島郡のスマイルだけで解決する必要は全くないと思っています。

羽島市のフリースペース等いろいろな所と連携をとって、関連施設の良さみたいなものを情報として得て、その子に投げかけて、決めるのは本人・保護者ですけれども、後半の不登校対策の専門委員の役割として作っていったらいいなあ、そんなことを思っています。

最後、4ページでございますが、いじめ問題について昨年度ずっと取り組んできました。両町ともに、条例の方が制定されました。ちょっと笠松町で、全員ということではなかったのですけれども、条例が制定されました。本日、その施行規則についてはまたご提案をさせていただきます。

このいじめについて考える部分は、確かにいじめ防止ということもそうなんですけれども、私は最終的にはお互いに人格を尊重しあえる学校づくりに結び付けることができるかなというふうに思っています。

令和2年度の実態は、報告によると表のような実態がございました。どちらかというと小学校。ひやかし、あるいは物を隠されるとか軽くぶつかられるとかそんなようなことが起きていて、その都度指導をしていただいております。

中学校としては、報告としては4件ございました。

連携強化による羽島郡の取り組みとして、まず4月5日に当該中学校にお邪魔して、被害者の保護者の方が学校の先生にお話をされるので、そこに郡から2名参加してよいということでしたので、そちらの方に行ってじかに保護者の方の思いを聴いて、言葉だけではないものを伝えていけたらいいなというふうに思っています。

連携協定というか覚書をしましたので、羽島郡内でもそんなような7点ほどを、学校で今までやっていることを結びつけるというような形でできると思うので、負担にならないとは思いますが、そんなことをお願いしていきたいなあと思っています。

前の古田課長が最後に作り上げていった資料、いじめのリーフレットがその次のページに載っておりますが、ホームページにも載っておりますけれども、啓発という形でリーフレットを使いながら、保護者やいじめの児童生徒達にも伝えていきたいなあと思っています。

あと、その他については、(1) (2) (3)とございますが、また4月12日の校長会あたりでお伝えしていきたいと思っております。

報告というよりもこれから向かっていくということの考えについて、お話しさせていただきました。

以上でございます。何かご質問、ご意見がございましたら、よろしく願いたします。

◎岩井委員 おっしゃることはよくわかるんですが、教育委員会ばかりでこれをやるということは大変だろうと思います。いろんな対応があるわけで、どうしてもその問題も。目指す方向は大きく違わないわけですから、そのあたりとの連携をやったりやっていかないと、教育委員会あるいは学校現場だけが背負っていくのはいかにも厳しいと思います。我々教育委員もいますから、大いに使っていただけたらいいと思います。

そういうことをやってこそ初めて、解決に結び付くと思いますので、家庭の問題に教育委員会だけが入ることも大変でしょうし、そういうことをみんなでやっていくということが必要じゃないかなあと思うのですが。

◎教育長 すみません。そういうふうに捉えられるような説明を私がしたということですね。

◎岩井委員 はい。

◎教育長 ごめんなさい

◎岩井委員 いえいえ。

◎教育長 連携はなくてはならないものだと思いますし、壁を作るつもりはこれっぽっちもございません。遠慮なしに今でも虐待関係とかですね、要対協であるとかも連携を取らせていただいています。

事務局もそれぞれの学校に行って、子どもの様子を見たりするという動きを作ろうとしていますし、おっしゃる通りだというふうに思っております。

◎岩井委員 もうひとつ気になっているのは、コミュニティスクールということを立ち上げているんですが、どうもその、学校間でばらつきが出ているということが郡内であるんじゃないかなあ。この取り組み自体はものすごくいいことだと思っているのですが、ある意味で生きたというんですか、生きたコミュニティスクールに本当になっているかどうか、なんかやるべきことがあるんじゃないのかなあということは、ついこの間3月まで運営委員として一応おりましたので、いろいろ感じることはあるんですが。

コミュニティスクールになって何年になるかな、結構長くなると思うんですが、一度やっぱ冷静に見る必要があるのかな、達成度が上がっているのかなあかなあ。という気もするんです。コミュニティスクールを生かしたものにしていく必要があると感じてはいますね。

我々はどうしてもひとつの学校のことしか見えないので。

◎教育長 いえいえ。

◎岩井委員 よそがどんな取り組みでどんな状況か、なかなか……。たぶん運営委員さんもそうだと思います。こんな感じで去年と同じでいいわという話になってしまっているところも無きにしも非ずじゃないか。これも1回冷静に見た方がいいかと思います。

◎教育長 はい、ありがとうございます。

◎久納委員 あの、先ほど教育長さんが言われたように、地域への情報発信というのを大事だと思っていまして、私も各学校のホームページをしょっちゅう見ているわけではないのですが、定例会があるとその前に一応チェックして見たりすると、下羽栗小がすごい頑張ってみえて、他を見てみると1年ぐらい何も変わっていないとかそこそこありますので。保護者と地域の方は横並びで羽島郡を見るとかじゃなく、自分の学区内のホームページだけを見ているとは思いますが、比べると…。

◎教育長 わかりますよね。

◎久納委員 あれ？っていうことがすごくあるので。どこかに書いてありましたけど、校長先生や教頭先生おひとりが担当するのは大変なので、それこそ各学年長さんと

かがなんかの形でもうちょっと情報発信すると、地域の方にもわかっていただけるのかなあとは思っています。

◎教育長 はい。

杉江委員さんは、せっかくです。

◎杉江委員 情報発信ということだと、例えば、まちいろアプリというのがありますよね。去年岐南町でも何月号だったかにありました。スマホで撮ってやれば、全国のまちいろに登録している自治体のが。岐南町を選べば、そこに岐南町のいろいろなできごとが、広報誌の何月号が出ましたとか一番最初に出てくるし、その中にそれぞれの課の新しい情報発信が載っているんだけど、こういうのも1回広報に出しただけで、その広報を見ている人が何人かということになって、たまたま見過ごしてしまったらもうそのあと数か月は…。そういうところに関しても、もっと素直にスッと見られる状況を作っていただけると。自治体の方から上手に情報発信の形態にして。今、もうスマホですからスマホに取り込んで、ひとつの町アプリがあればすぐ町の情報が見られるわけですから、その町の情報の中にぜひとも学校関係もすぐパッと見られるような工夫をしていただけるとありがたいかなというふうに思っています。

◎岩井委員 笠松町はね、進んでいるというか活発です。その情報発信だけは。

昔、あまりにもたくさんありすぎた。フェイスブックはある、ラインはくる、そうすると、とんでもないことになるのです。

◎杉江委員 岐南町も昔フェイスブックやっていたのですが。

◎教育長 そうですか。

◎杉江委員 一切今はあんなのはやっていないと同じなので、ただ、先ほど言ったまちいろアプリに関しては3月の新しいやつがちゃんと載ってきておりますので、そこから学校へも見られるといいなあという思いもあります。

笠松は「まちいろ」はなかったかもしれませんが、岐南町はやっています。

◎教育長 はい。ありがとうございます。

では、西教育委員さん。

◎西委員 コロナの影響もありますけど、今回、PTAとか学校も全部資料になって、多分お忙しい皆さんは共働きなので、その状況ではすごく便利なこともあるんですけど、旗当番とかでも面倒くさいとか、結構離れて行ってしまう・・・。

積極的な方は積極的なんですけど、いかに楽しみたいかという親御さんも結構増えていって、学校に余り興味も持っていないという方も多くみえるなと思うので、コロナだから文章でというのが、いい面はいい面として残して、親御さんがもうちょっと学校の方に向いてくれるようになるために、この状況下でどうしたらいいのかなってふと思ったりします。

どういうふうに思っていますというPTA親御さんの意見を見るのですが、自分の子どもが通っているのになんか他人事みたいな感じで、面倒くさいとかいうのもあるし。もうちょっと歩み寄れるのかなとは思っています。コロナがちょっと難しくしていることもあるかもしれないですけど。

◎教育長 PTAの加入率とかそのへんも関係するのですか。PTAの加入率と言いますか。加入はしていますか。要は両親のその中での参加が・・・。

◎岩井委員 学校というより自分の子どもの教育そのものに対して、どのような関心をもっているのか。

◎教育長 関心ですね。子どもへの興味といいますか。

◎岩井委員 どう考えているのか、これはすごい温度差があるのではないかと思います。

◎社会教育課長 例えば旗当番とかでもいろいろの考えをお持ちの保護者さんがいますね。

◎杉江委員 昨年の当初、学校はなかったでしょう。それぞれの学校がオンライン授業をネットであげられますよね。東小を見た時に一番見られていたのが何だったかといったら校歌なんです。YouTube関係というのはみんな、何人中に入ったかというのは端末1台について1回しかカウントしない。同じ人が何回見てもそれは1回ということです。ですから、どれがいちばんたくさん見られているかというのがわかります。他の授業の内容に関して、これはたくさん見ているということは人気があって、噂を誰かから聞いて良かったというのが入ってくるかと思いますので、ああいう数字を参考にさせていただけるといいかなと思いました。

◎教育長 関心の度合いがどこにあるかということですね。

◎杉江委員 ええ、どこにあるかということがわかると思います。

◎教育長 ちょっとまた考えるといいますか、ご意見として承って次のステップにつなげていけたらいいなと思っております。ありがとうございます。

そのほかよろしかったですか？

【教育長の報告を承認】

では、続いて会議の方に移らせていただきます。

△日程第3 代決処分の報告

承認第1号 羽島郡町立小、中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

◎教育長 承認第1号 羽島郡町立小、中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、石川課長お願いします。

◎総務課長 はい。失礼いたします。3頁をご覧ください。代決処分の報告をさせていただきます。

羽島郡二町教育委員会事務委任規則第2条の規定により、代決処分したのでこれを報告します。第2条とは、教育長は、教育委員会事務委任規則で定めるところにより、委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないと定められております。

そこで、報告させていただきます。5頁をご覧ください。

承認第1号 羽島郡町立小、中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてでございます。

羽島郡町立小、中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則第3

条第1項に、学校医等の委嘱は、羽島郡医師会長、羽島郡歯科医師会長及び羽島郡学校薬剤師会長の推薦に基づき、教育委員会が行うとあり、第4条第1項に、学年の初めから2年とするとあります。今回は、任期途中での更新でございます。

任期は、第4条第2項に、補欠委員の任期は、前任者の残任任期とありますので令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間でございます。

よろしく願いいたします。

◎教育長 はい。何かご意見よろしいですか？

【異議なし】

◎教育長 ありがとうございます。
では、続いて議題の方に移らせていただきます。

△日程第4 議案第6号 羽島郡二町いじめ防止対策に関する条例施行規則について

◎教育長 議案第6号 羽島郡二町いじめ防止対策に関する条例施行規則についてを議題といたします。また事務局石川課長より説明願います。

◎総務課長 それでは、議題に入らせていただきます。

6頁をご覧ください。「岐南町・笠松町いじめ防止対策に関する条例」が制定施行されたことに伴い、条例施行に関し必要な事項として、同条例第8条及び第9条の規定により、教育委員会の附属機関として設置される「いじめ問題連絡協議会」及び「いじめ問題対策委員会の組織及び運営」に関し必要な事項を規則で定めるものです。

この規則は、性質の異なる附属機関の設置の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、目次を立てて、4章で構成します。

第1章総則では、同条例の施行の趣旨（第1条）を掲げます。

第2章いじめ問題連絡協議会では、所掌事務（第2条）を掲げ、その組織（第3条）・任期（第4条）を規定するとともに、いじめ問題連絡協議会の会長及び副会長（第5条）の職務を規定し、会議（第6条）の運営について定め、その庶務（第7条）は教育委員会学校教育課において処理することを定めようとするものです。

第3章いじめ問題対策委員会では、所掌事務（第8条）を掲げ、その組織（第9条）・任期（第10条）を規定するとともに、必要な場合には臨時委員（第11条）を委嘱することができるように定めるものです。いじめ問題対策委員会の委員長及び副委員長（第12条）の職務を規定し、会議（第13条）の運営について定め、その庶務は第7条を準用（第14条）するよう定めるものです。

第4章雑則では、委員の職務上知り得た秘密について守秘義務（第15条）を課す規定を設けるなどいじめ問題連絡協議会及びいじめ問題対策委員会の組織及び運営に関する基本的な事項を定めるものです。

なお、この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものとなっております。以上です。

◎教育長 内容と言いますか、説明もありましたが、今読んでいただくなかで、気づかれたことがもしありましたらお聞きしたいのですけれども。

◎岩井委員 ちょっといいですか？教育委員会附属機関ということですが、公開、非公開というのほどここに書いてありましたか？

教育委員会そのものが公開ですよ、基本は。その結果、そうなるのかとは理解するんですけど、そこはどうなんですか？僕自身もわからないんですけど。

◎教育長 わかりました。法規と言いますか、総務の法令委員と相談をして。公開、非公開についてですね。

例えば、第三者の調査委員会が動いた場合、対策というかきちんとそこも報告をされています。ただ、されても個人情報とかの部分、伝えられない部分はお伝えできないので。こういうことがあったとか、お伝えできる部分についてはきちんと公開をしているというのが現実だと思います。

◎岩井委員 ええ。

◎教育長 それがこのところに明記されていないということですね。

◎岩井委員 どこかでそれをうたわなくていいのか、そこまでちょっとわからないので。

◎教育長 わかりました。ちょっと、法規担当と相談させていただいて。

ありがとうございます。またご返答させていただきます。基本的にはこの中でそれを加えるかどうかということですね。

◎岩井委員 はい。

◎教育長 ありがとうございます。ほかにはよろしかったでしょうか？

【異議なし】

◎教育長 では続いて 議案第7号に移らせていただきます。

△日程第5 議案第7号 令和3年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について

◎教育長 議案第7号 令和3年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置についてを議題とします。

これは学校教育課長の方でお願いします。

◎学校教育課長 お願いいたします。11頁をごらんください。

議案第7号令和3年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置についてご説明いたします。今年度は小・中学校とも教科書の改訂の年ではありませんが、小・中学校で使用する教科書の採択に当たっては、毎年岐阜地区採択協議会によって調査、研究、協議が行われることとなっております。

このたびお手元の資料にありますように、令和3年度教科用図書岐阜地区採択協議会を当教育委員会に設置するよう依頼がある旨、事前連絡がありました。つきましては令和4年度使用小・中学校用教科用図書の採択に向け、当教育委員会に義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律および教科用図書採択地区の設定に基づき、令和3年度教科用図書岐阜地区採択協議会を設置してよろしいでしょうか。ご理解の方、よろしくお願いいたします。

◎教育長 今の議案について、よろしかったですか。ありがとうございます。
◎教育長 では続きまして、協議題の方に移らせていただきます。

△日程第6
△協議題

◎教育長

- (1) 令和3年度羽島郡二町教育委員会の管理職等の配置について
- (2) 令和3年度羽島郡二町教育委員会の事務局の異動について

まず、1番と2番、管理職の配置と事務局の異動についてということで、私の方から説明させていただきます。13頁をご覧ください。

ここには管理職等の配置が書いてございます。特に校長、教頭のあたり、黄色でマークしたところが学校を変った職員でございますけれども、その中で西小学校の林校長は岐阜市の方から、岐阜市岩小学校の教頭から新任校長ということで来ていただいております。あと、野田校長は社会教育課長から校長ということで、他の校長先生は、郡内の異動という形になります。

それから教頭先生についてですが、前野先生は羽島市の堀津小学校で教頭を3年間経験されて戻ってまいりました。榊井先生は各務原の那加第二小学校で教頭を2年間経験して戻ってまいりました。岐南中学校の永瀬教頭は、西濃教育事務所から新任教頭としてまいりました。

教育委員会につきまして、教育委員会の転入者それから転出者については、表のとおりでございます。船戸社会教育主事は鹿児島へということで、また報告に行けるといいかなということも思っております。

あとは、羽島郡在勤職員の管理職登用、あるいは他市町の転出者についてはその3名でございます。特に、宇野正邦先生が主幹という形で笠松中学校の方に勤務をされるということでございます。

定年退職は3名の方。それぞれの職場で再度スタートを切られるということでございます。棚橋校長は、初任者指導の方で小学校へ行かれています。飯田校長は、笠松町の歴史未来館の方でご活躍をされます。広井先生は学童とか福祉系の関係で地域とのつながり非常に密であったといえますか、そういったところで、学童に関すること、福祉に関することについての仕事に就かれるということを聞いております。

続いて14頁の方にまいります。令和2年度から令和3年度の一覧を載せてございます。林管理監は退職されました。岩田主幹が異動という形になりました。

総務課のほうです。新しく石川課長が配属になりました。あと会計年度任用職員として、森園さん、臼井さんが来て、人数は4名になりました。ただ、まだ徹底と言いますか、十分わかってないなかでのスタートですので、日々落ち着かない状況が続きますけれども、なんとか業務を早く覚えて軌道に乗せたいなあというふうに思っております。

学校教育につきましては、古田課長が境川中学校長、白橋主任指導主事が長森北小学校の教頭に、それから多和田については中の異動ですけれども、主任指導主事となります。転入者については、先程自己紹介もしましたけれども、五藤課長ですね。それから尾関多重が主事ということで竹鼻小か

らきております。

社会教育については、野田課長、船戸崇社会教育主事、仲井綾子社会教育主事がそれぞれ転出いたしました。後任として、堀内課長に来ていただくとともに、社教主事としては笠松中学校から齋藤先生、松枝小学校から原口先生に来ていただいています。ここもだいぶ変わっています。会計年度任用職員の堀先生がいらっしゃるといふことで、いろいろ教えていただきながら、早く仕事を覚えて軌道に乗せたいなあということを思っております。

以上のような異動になりました。ご紹介、ご報告をさせていただきました。

(3) 夏季休業日における「学校閉校日」について

では続いて、夏季休業日における「学校閉校日」について、五藤課長よろしくをお願いします。

◎学校教育課長

はい。15頁をご覧ください。

協議題(3)夏季休業日における「学校閉校日」について、ご説明いたします。昨年度に引き続き、今年度も教員の働き方改革の観点から、夏季休業日に研修会や会議を実施しない期間を設定します。期間は8月4日水曜日から8月16日月曜日までです。特にこの期間の8月10日火曜日から8月13日金曜日の平日4日間は、日直も置かない日とさせていただきます。

16頁の保護者宛て文書「羽島郡教育職員の働き方改革の推進について」は、保護者にも学校閉校日についてお伝えするとともに、働き方改革にご理解いただくものです。なお、この学校閉校日に緊急で学校に連絡しなければならないことが生じた場合で学校につながらない時には、平日は教育委員会、夜間や休日については、岐南町は役場に笠松町は各学校の緊急携帯に連絡を入れていただくよう保護者にお知らせする予定であります。以上です。

◎教育長

では、学校休校日に関してはよろしかったですか？保護者の方にもきちんと周知をしてご理解いただくということで進めていきたいと思っております。お願いします。

(4) 令和3年度秋季休業日について

◎教育長

続いて、秋季休業日について説明をお願いします。

◎学校教育課長

17頁をご覧ください。協議題(4)令和3年度秋季休業日についてご説明いたします。秋季休業日の期間につきましては小・中学校管理規則により9月30日から10月15日までの期間において10日以内で教育委員会が定めることになっております。

令和3年度につきましては、10月4日月曜日から10月8日金曜日の5日間を秋季休業日とします。したがって、この前後、土日を含めた10月2日土曜日から10月10日日曜日までの9日間がキッズウイークとなります。また前期が10月10日日曜日までとなり、後期が10月11日月曜日からとなります。

◎教育長

以上のような日程になります。キッズウイークは、充実するように計画していきたいと思っております。昨年度はコロナで何もできなかったですけども、少しでも前に進むようにしていきたいと思っております。よろしかったでしょうか？

(5) 令和3年度地域学校協働活動推進員について

◎教育長

では令和3年度地域学校協働活動推進員について、社会教育課長より説明をお願い

いします。

◎社会教育課長 18頁をご覧ください。協議題(5)令和3年度地域学校協働活動推進員についてご説明します。

昨年度に引き続き、今年度も地域学校協働活動推進員を各町に配置し、地域の方々と学校との協力体制、先程もご意見をいただきましたコミュニティースクールの方の充実を図っていきたいと思います。昨年度との変更点について説明します。

一点目は、笠松町担当の推進員が、栗本 幹雄 推進員に代わりました。

二点目は、各学校に勤務する時間についてですが、一日増えて年間36日になりました。

三点目は、各学校で開かれる学校運営協議会へ、各町の社会教育主事が参加し、学校間の取り組み状況を把握して推進員と情報を共有し連携をとっていきようにしたいなと思っております。以上です。

◎教育長 先程、岩井委員さんのほうからご意見いただきました、学校運営協議会ですね。その在り方も把握が十分できていないというところがございますので、各町で社会教育主事がそこに参加してというような形で、実態を把握するようにしていきますのでよろしくお願いします。

この件につきましては、他によろしかったでしょうか？

ありがとうございます。

(6) 次回(令和3年第4回)教育委員会定例会の開催について

◎教育長 では最後にですね。次回の定例教育委員会の開催についてということで、総務課長お願いします。

◎総務課長 はい。次回定例会についてですが、定例会以外に岐南町・笠松町総合教育会議も併せて開催したいと考えております。つきましては、委員の皆様のご都合の悪い日を外して日程調整をさせていただきたいと思うのですが、現段階での候補日といたしまして、両町の町長さんにご出席していただける5月20日木曜日、5月21日金曜日、5月24日月曜日のいずれかの午前をと考えております。お忙しいとは存じますが、ご都合はいかがでしょうか。

◎杉江委員 5月の20日ですか？

◎総務課長 20日木曜日、5月21日金曜日、5月24日月曜日のいずれかで、第一希望日といたしまして、5月21日金曜日の午前はいかがかと考えているのですが。よろしくお願いいたします。

◎久納委員 定例会と総合教育会議を続けてということですね。両方とも午前中ですか？

◎総務課長 一応、定例会の方は9時から開始させていただきまして、そのまま総合教育会議のほうは10時半ということで昨年は計画させていただいておりました。

それで午前中に終わるようにという形なんですけれど。ご都合はいかがでしょうか？

◎岩井委員 21日の午前ね。

◎総務課長 はい、もしご都合がよろしければ。会場の方を押さえさせていただきたいと

考えています。よろしかったですか？

◎岩井委員 いいですよ。総合教育会議、今回は何がありますか？それを同じ日にやってしまっているのかなという気がするのです。案件次第によっては。

◎教育長 今考えているのは、ふたつ実はあるんですけども。

◎岩井委員 ええ。

◎教育長 ひとつは、羽島郡の学習指導要領といたしますか、学ぶということについてちょっといろいろご意見をいただけるといいなという思いがあります。

もうひとつは、いじめのことについてと思っています。じゃあ、それをどう議題で打ち出していくといたしますか、総合教育会議としてのご意見いただくような形で持っていけるかということですが。大きくふたつが今、頭の中にあります。

前回、前々回のように、教育大綱のことであるとか、あるいは心のことでか…。話すだけで一方的に終わってしまったので、それだったら総合教育会議の意味はないんだろうなとそんなことも逆に思ったりしたのですが。議題についてはそのふたつを今思っています。ICTのことも含めてですが。

◎岩井委員 なるほどね。

◎久納委員 昨年はコロナのこともあったので、会議はなるべく短くということで午前中にしたと思うんですけど、時間的にきつきつだったような気がするんです。

◎教育長 なるほど。はい。

◎久納委員 岩井さんが言われるように、午前午後に分けるか別日にするかの方が無理がないかなあとは思うんですけど。そうすると、私は21日の午後はちょっと外していただきたい。

もし21日の午前・午後ということでしたら、なんとか合わせますけど。

◎岩井委員 午前中だったら大丈夫ですね。午後はちょっとまずい。

◎久納委員 21日がきつきつで押してくるんだったら、別日の方はありがたいことはありがたい。

◎岩井委員 両町長の都合からいくと、21日の午前だったらセットできるんですか？総合教育会議は。

◎総務課長 はい、できます。

◎岩井委員 じゃあ、その日にやった方がいいですね。教育委員会も。

◎教育長 そうですね。

◎岩井委員 日程次第では、私は別の日でもいいような気はするんですけどね。

◎教育長 総合教育会議をまず決定してですね。

◎岩井委員 21日の午前に決めちゃって、定例の教育委員会をどうするのかなあと。

多分その案件について意見を求められたりする時に、多少、どうしていいのかなというのもあるし。特に笠松町長さんは、今日もちょっと話をしましたけれど、いろいろなことに関心を持ってみえますので、何が飛び出すのかよくわからないので。そうすると、ひとつクッションがあった方がいいのかなという気がしないでもない。それだけですけれどね。やってしまう手もありますけど。

いずれにしても、町長の時間をそんなにたくさん取れないでしょう。1時間程度とか。

◎総務課長 予定としては、やはり10時半から11時半ということで確認はさせていただいているんですけど。

◎岩井委員 やっぱそのくらいですね。それであれば、朝9時からやっちゃうとか。

◎教育長 ちょっと早くてもいいですか？例えば8時半とか……。でも、西さんとかお子さんもいらっしゃいますしね。

◎総務課長 どういたしましょうか。

◎教育長 とりあえずいいですか。まず21日の午前中というような方向でちょっとまた時間については……。ただ、総合教育会議については1時間くらいしかできないと思うので、そこできちんと意見をいただく、説明だけで終わらないようにきちんとしたいなあと思います。この総合教育会議の意味合いをきちんと考えて、と思っています。

では、いいですか。日にちについては21日の午前中でというところで。

◎総務課長 現時点で岐南町中央公民館の一番奥の学習室が押さえられそうな状況ですので、また文書ではご案内いたしますけれど、よろしく願いいたします。

◎教育長 はい、じゃあよろしく願いいたします。

(7) その他

では、その他のことで何かいいですか？

【特に意見なし】

◎教育長 以上で、令和3年第3回定例教育委員会を閉じさせていただきます。

【午前11時09分 閉会】

引き続き、羽島郡二町小・中学校 校長8名と懇談会を開催。